

法規 演習1（解説）

ウラ模試1

[No.11] 解説 正答—2（正答率 53%）

1. 「令 112 条 18 項」に「異種用途区画」について載っており、「法 27 条に該当する特殊建築物の場合、その部分とその他の部分とを 1 時間準耐基準の壁・床、特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文の「130 m²の自動車車庫」は、「別表 1」より(イ)欄（六）項特建に該当しないため、法 27 条に該当する特殊建築物ではない。ゆえに、「事務所の部分」と「自動車車庫の部分」とを防火区画する必要がない。よって正しい。
2. 「令 112 条 19 項」に「防火区画で用いる特定防火設備・防火設備の構造」について載っており、その「一号」に「面積区画・高層区画」の場合、「二号」に「堅穴区画、異種用途区画」の場合の防火設備の構造を規定しており、「一号ニ」より、「面積区画・高層区画で用いる特定防火設備は、火災により煙が発生した場合に自動閉鎖又は作動する構造（通称：煙感）又は 火災により温度が急激に上昇した場合に自動閉鎖又は作動する構造（通称：熱感）のうちのどちらかでよい。」とわかる。問題文は煙感に限定しているため誤り。
3. 「令 112 条 11 項」に「堅穴区画」について載っており、「主要構造部が準耐火構造以上で、かつ、地階または 3 階以上の階に居室を有する建物におけるメゾネット部分、吹抜け・階段・昇降路・ダクトスペース等の部分については、その堅穴部分とその他の部分とを準耐火構造以上の壁・床・所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。よって正しい。
4. 「令 112 条 7 項」に「高層区画」について載っており、その次にある「8 項」、「9 項」に「内装による緩和措置」の規定がある。「令 112 条 8 項」より、「仕上げ・下地共に準不燃材料とした場合、床面積の合計 200 m²以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる（通称：準不燃 200 m²緩和）。よって正しい。

[No.15] 解説 正答—2（正答率 69%）

1. 「令 121 条」に「2 直階段の設置条件」について載っており、その「四号」条件をチェックすると「病院の用途に使用する階で、その階において病院の用途で使用する居室の床面積の合計が 50 m²を超える場合」とある。ただし、問題文に、「主要構造部が耐火構造」とあるため、「令 121 条 2 項」の「倍緩和」が適用され、「四号」条件は「病院の用途に使用する階で、その用途で使用する居室の床面積の合計が 100 m²（＝50 m²×2 倍）を超える場合」となるため該当せず、問題文の階は、「六号」の「前各号に掲げる階以外の階」となり、「イ」の「6 階以上の階でその階に居室を有するもの（第一号から第四号までに掲げる用途に供する階以外の階で、その階の居室の床面積の合計が 100 m²を超えず所定の規定に適合するものが設けられているものは除く。）」に該当する。問題文の「病院」は「四号」に掲げる用途であるため、カッコ書きの適用除外は受けない。つまり「6 階以上の階でその階に居室を有するもの」に該当するため、2 直階段の設置義務が生じる。よって正しい。
2. 「法 30 条」に「界壁」について載っており、「共同住宅等の界壁は、小屋裏または天井裏まで立ち上げ、さらに遮音性能に関する政令基準に適合するもので、大臣構造のもの、または大臣認定を受けたものとしなければならない。」とわかる。ただし、問題文は、「病院の各病室間における間仕切壁」であるため、遮音性能に関する規定はない。よって誤り。
3. 「法 91 条」より、「建築物の敷地が用途に関する制限（法 48 条）を受ける区域の内外にわたる場合は、その敷地の全部について敷地の過半の属する区域内の建築物に関する規定を適用する。」とわかる。問題文は、敷地の過半が第二種低層住居専用地域であるため、「別表 2(ろ)項」をチェックするが、病院はその各号いずれにも該当しないため、当該敷地には、原則として、新築することができない。よって正しい。
4. 「法 28 条 1 項」、「令 19 条 2 項第五号」より、「病院の居室のうち入院患者の談話のために使用されているものには、原則として、採光のための窓その他の開口部を設けなければならない。」とわかる。よって正しい。

[No.17] 解説 正答—2 (正答率 54%)

1. 「法 2 条第九号」, 「令 108 条の 2」より, 「不燃材料として, 建築物の外部の仕上げに用いる建築材料には, 火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後 20 分間, 燃焼しないものであり, かつ, 防火上有害な変形等の損傷を生じない不燃性能が要求される。」とわかる。また, 「令 1 条第五号」, 「令 108 条の 2」より, 準不燃材料にも同様に, 加熱開始後 10 分間, 所定の不燃性能が要求される。よって正しい。
2. 「令 108 条第一号」より, 「耐力壁である外壁 (防火性能) には, 建築物の周囲において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形, 溶融, 破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている。」とわかる。また, 「法 23 条」, 「令 109 条の 9」より, 耐力壁である外壁 (準防火性能) にも同様に, 加熱開始後 20 分間, 所定の性能が要求される。問題文は「通常の火災 (= 屋内の火災・建築物の周囲の火災)」とあるため誤り。
3. 「法 2 条第九号の三口」, 「令 109 条の 3 第二号」より, 「準耐火建築物としなければならない建築物で, 主要構造部を準耐火構造 (イ準耐) としなくても, 主要構造部である柱及び梁が不燃材料で, その他の主要構造部が所定の技術的基準に適合するものとし, また, 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有するもの (不燃口準耐) とすることができる。」とわかる。よって正しい。
4. 「耐火・準耐火建築物において, 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備」に関しては「法 2 条第九号の二口」に規定されており, その「遮炎性能」については, 「令 109 条の 2」に載っている。これにより, 「耐火・準耐火建築物として, 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備には, 通常の火災による火熱が加えられた場合に, 加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面に火炎を出さない遮炎性能が要求される。」とわかる。よって正しい。

[No.18] 解説 正答—3 (正答率 63%)

1. 「法 52 条 9 項」より, 「特定道路 (幅員 15m 以上の道路) に接続する幅員 6m 以上 12m 未満の前面道路のうち当該特定道路からの延長が 70m 以内の部分において接する場合, 容積率の算定について, 前面道路の幅員を緩和して適用する。」とわかる。その緩和される幅員は, 「令 135 条の 18」の計算式による。問題文は, 前面道路の幅員が 8m, 延長が 35m とあるため, 前面道路の幅員に加える数値 ($Wa = (12 - 8)(70 - 35) / 70$) は, 2m とわかる。よって正しい。
2. 「法 57 条の 2」に「特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例」について載っており, その「1 項」より, 「特例容積率適用地区内の 2 以上の敷地に係る土地について, 所有権又は借地権を有する者は, 特定行政庁に対し, 当該特例敷地のそれぞれに適用される特例容積率の限度の指定を申請することができる。」とわかる。よって正しい。
3. 「法 53 条」に「建蔽率」について載っており, その「3 項」より, 「建蔽率の規定は, 「一号又は二号のいずれか」に該当する建築物については, 1 項各号に定める数値に 1/10 を加えたものを, 「一号及び二号 (両方)」に該当する建築物については, 1 項各号に定める数値に 2/10 を加えたものを建蔽率の数値とする。」とわかる。その「一号 (通称: 防耐火緩和)」条件は, 「所定の規定により建蔽率の限度が 8/10 とされている地域を除き, かつ, 防火地域内にある耐火建築物 (又は準防火地域内にある耐火建築物等若しくは準耐火建築物等)」とわかる。問題文には「防火地域にある準耐火建築物」とあるため, 緩和の対象とならない。よって誤り。
4. 「法 52 条」に「容積率」について載っており, その「11 項」より, 「前面道路の境界線から後退して壁面線指定されている場合において, 行政庁が許可した建築物については, 容積率の算定の際に前面道路と壁面線との間の部分を敷地面積に算入しない。」とわかる。よって正しい。